

緊急事態宣言の解除に伴う貸館利用について

(令和3年3月19日)

神奈川県内において「緊急事態宣言」が3月21日に解除になったことに伴い、川崎市の行政運営方針が示されましたので、それに基づき3月22日(月)より施設の利用について通常の時間区分(9:00～21:00)での利用が可能となりましたのでお知らせします。なお、引続き感染拡大防止のため、下記についてご理解とご協力をお願いいたします。

<施設利用に当たっての利用者様へのお願い>

新型コロナウイルス感染症対策として、館の利用にあたっては次の事項にご協力ください。

- ① 各施設(会議室・フィットネスルーム・多目的ルーム・活動室)の定員の半数程度以下の人数でのご利用をお願いします。
- ② 隣の人との間隔を1～2メートル空けるなど密接場面を避けるようにしてください。
- ③ 定期的に窓を開けて、外気を取り入れる換気を行ってください。
- ④ プラザ入り口に消毒液を置いていますが、適宜手洗いをお願いします。咳エチケット、マスクの着用にご協力ください。
- ⑤ 各室用の消毒用キットを用意しておりますので、利用後にご使用になった備品等を消毒の上お戻しくください。(机・いす・ヨガマット・卓球台・ドアノブ等)
- ⑥ 風邪の症状のある方や体調不良の方、14日以内に感染拡大している国に訪問歴がある方などは参加を控えるようにしてください。
- ⑦ ロッカーの利用は当面の間中止とさせていただきます。

(公財)川崎市生涯学習財団

電話 044-733-5560 (代)